

上告受理申立の理由書（第1）

平成 22年6月30日

最高裁判所 御中

平成22年（行ノ）第72号事件

1、上告人 渡辺 博明

2 上告人 小林 麻須男

3 上告人 諏訪 謙司

被上告人 藤沢市

代表者 市長 海老根 靖典

〒251-0861 藤沢市朝日町1-1

平成21年（行コ）第368号 「ごみ有料化条例」の無効確認等請求事件

前記当事者間の東京高等裁判所平成21年（行コ）第368号 「ごみ有料化条例」の無効確認等請求事件に付き、上告人は、次のとおり上告受理申立の理由書を提出する。

第 1 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 2 上告受理申立ての理由

藤沢市条例が地方自治法 227 条に違反しないと判示した原判決は、227 条の解釈を誤ったものである。また、地方自治法 227 条に関する判例は存在しない。

上告理由書で説明するように、藤沢市条例のごみ手数料徴収規定は地方自治法 227 条及び憲法 84 条に違反しており、したがって藤沢市条例は憲法 94 条に違反している。

よって、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるものである。

理由を敷衍すれば、以下のとおりである。

- ①、本裁判は、地方自治法 227 条の解釈が当該事件を超えて一般的に広く影響する問題に関連する。

今回のごみ有料化の条例は明らかに従前の法解釈の範囲を逸脱するものである。対象たる行政事務は、廃掃法第 6 条 2（市

町村の処理等)に規定されるように行政の義務とされるものである、また有料指定袋の使用は条例により強制的に義務付けられたもので、個々の個人の役務提供を求める申請に基づくものでないし、特定の個人の利益に寄与するものでない。従来解釈即ち、自治省通達で適用され、それなりに機能してきたものであり、本件に関する判例もない。本件判決は、従来から無料であったものが、ある日、突然、条例によって有料化が適法であるとされる、重大な法律解釈の転換である。この法律解釈の転換は、それが国民生活の及ぼす影響は計り知れない。家庭ごみ収集、運搬、処分の有料化だけでも、全国的に見れば年間2000億から30000億の国民負担増となり、それだけ地方財政上、収入増となることが適法とされることになり、判決の論理に基づけば、いかなる自治事務も、すべからず住民のためだからと、有料指定袋のような手段を介在させて、手数料徴収が可能と言うことになり、その範囲は際限もなく広がる道を拓くものである。そしてこのような手法を採用することが憲法が保証する地方自治体の裁量権の範囲であるとの結論は、逆に重大な問題を含むものである。地方自治体の歳入手段として利用され、それが地方主権の拡大と言うなら、条例は法令に違反してはならないと言うという地方自治法の制限が撤廃されることであり、法令が全国的に基準を規定する意味、即ち最低レベルの基準を全国共

通にするという意味は失われる。

地域ごとにごみ手数料が異なること、手数料を徴収の有無があること自体、判決は、憲法が定める法の下での平等の原則に違反することを認めるようなものである

従来からの国民の権利にとって憲法上の基本権利の侵害、地方自治の在り方の本質の変容という、重大な問題を含むもので、その影響は極めて大きいと言わざるを得ない。ごみ有料化問題に直面して、今もなお混乱、逡巡している全国地方公共団体、地域住民の現状に終止符を打つと言う、政治的にも重要な判決である。

②、本裁判において、最高裁判所が地方自治法 227 条の解釈を示すことが、法令解釈の統一のために必要である。

地方自治法 227 条の解釈に関する判例がない。従来「判例として引用されてきた、金沢地裁判決は存在しないことが、一審判決で原告側から指摘され、被告も裁判所もこれを認め、判決にもこの記述はない。この判例を理由根拠とした判決でない。またここ数年年従来から、手数料を規定する地方自治法 227 条は、通達による解釈が当然のこととして採用されてきた。個々の問題についても通達で処理されてきた。

ごみ有料化を適法とする法整備がなされず、その根拠を曖昧

にしたままにして、環境省によるここ数年に「ごみ有料化推進」の強力なキャンペーンがなされ、ごみ有料化が適法であるかの様なガイドラインも提示されている。原告はこれ、この環境省のガイドラインに関してガイドライに記載されている指導助言に含まれる適法性の根拠に関して証人尋問を求めたが却下された、これは二つの事実は被告側から提供された証拠資料であったが、判決の中でこの事実の記載も、これを判断根拠理由として判決もしていない。

本事件の判決は、従来から適用されてきた法の運用解釈の大転換であり、しかも特別な判例を引用することもなく、慣習的に流用、適用されてきた公権解釈に言及することもなく、まさに裁判官の心証主義に基づきなされたものである。これに対して、混乱、逡巡している地方公共団体、地域住民の現状に終止符を打つべく、まさに「最高裁判所がその法令の解釈を示すことが、法令解釈の統一のために必要であること」の要件に一致する。